

広島県ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は、広島県ソフトテニス連盟という。

第2条 この連盟は、事務所を会長の指定する場所に置く。

第3条 この連盟は、県内の加盟団体で組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 この連盟は、広島県におけるソフトテニス界を統括し、ソフトテニスの普及・振興を図り、併せて心身を鍛錬して体位向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

第5条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスに関する調査・研究
- (2) ソフトテニスに関する講習会等の開催
- (3) 広島県ソフトテニス選手権大会及びその他競技会の開催、並びに各種大会の主管又は後援
- (4) ソフトテニスの技術等級制度の実施及び認定申請
- (5) ソフトテニスの審判員及び指導員の認定申請
- (6) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟・西日本ソフトテニス連盟・中国地区ソフトテニス連盟及び公益財団法人広島県スポーツ協会への加盟
- (7) 各競技団体との連携協調
- (8) その他この連盟の目的を達成するために必要な事項

第3章 加盟団体及び会員登録

第6条 この連盟は、次のものを加盟団体とする。

- (1) 広島県内の各市、各郡又は各町を代表するソフトテニス連盟
- (2) 日本レディースソフトテニス連盟広島県支部
- (3) 広島県学生ソフトテニス連盟
- (4) 広島県高等学校体育連盟ソフトテニス部
- (5) 広島県中学校体育連盟ソフトテニス部
- (6) 広島県小学生ソフトテニス連盟

第7条 この連盟の加盟団体は、別紙1に定める加盟金と会員登録名簿を添付し、会員登録料を納入するものとする。

第8条 選手は、広島県内の各市、各郡又は各町ソフトテニス連盟に会員登録しなければならない。

第4章 協賛会員

第9条 この連盟の目的に賛同する個人又は法人は、協賛会員となることができる。

2 協賛会員は、この連盟の事業の遂行を支援するため、協賛会費を納入するものとする。

第5章 役員

第10条 この連盟は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 7名以内（事務局長を含む。）
- (5) 常務理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名
- (8) 名誉会長 若干名
- (9) 名誉顧問 若干名
- (10) 顧問 若干名
- (11) 参与 若干名

第11条 会長、副会長及び監事は、理事会において推挙する。

2 理事は、互選により理事長、副理事長及び常務理事を選任し、会長が委嘱する。

第12条 会長は、この連盟の業務を総理し、この連盟を代表する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長が指名した副会長がその職務を代行する。

2 監事は、この連盟の会計を監査する。

第14条 理事は、別紙2に定めるところにより、加盟団体が候補者を推薦し、理事会において選任する。また、必要と認める者（学識経験者）を会長が委嘱することができる。

2 理事は、この連盟の予算、決算及び事業計画等重要事項を議決する。

第15条 常務理事は、別紙2に定めるところにより選出し、この連盟の業務を議決して執行する。

第16条 理事長は、常務理事会の議決に基づいて、この連盟の業務を処理する。

第17条 副理事長は、理事長を補佐し業務を執行する。

第18条 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は、理事会の推薦した者を会長が委嘱する。

第19条 顧問、参与は、会長の諮問に応ずる。

第20条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第21条 役員は、心身の障害により職務の遂行に堪えなくなった者、または役員にふさわしくない行為があると認められたときは、理事会の議決により、役員を解任することができる。

第22条 役員が理事会などに出席する場合、報酬又は旅費を支給することができる。

2 報酬又は旅費は理事会の議決を経て会長が定める。

第6章 会議

第23条 会議は、理事会及び常務理事会とする。

2 理事会は、毎年1回会長が招集する。但し、役員のお分の1以上の要求がある場合は、臨時に招集することができる。

第24条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 規約改正
- (5) その他承認を必要とする事項

第25条 常務理事会は、必要なとき会長又は理事長が招集し、この連盟の事業及び理事会へ提出する議案、その他委任事項を審議する。

第26条 すべての会議は、出席役員数の過半数以上の同意により議決し、賛否同数のときは、議長が決する。

第27条 理事会の議長は会長とし、常務理事会の議長は理事長とする。

第28条 会議には、議事録を作成しなければならない。

第7章 専門委員会

第29条 この連盟の業務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の名称及び委員数、運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

3 専門委員会の委員は、常務理事会の議決を経て適任者を委嘱するものとする。

第8章 会計

第30条 この連盟の経費は、加盟金、会員登録料、補助金、寄付金、協賛金、役員会費、

参加料及びその他の収入で支弁する。

第31条 加盟金及び会員登録料並びに役員会費の年額は、別紙1に定める金額とする。

第32条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第33条 毎年度の収支予算は、理事会に付議し、収支決算は年度終了後、監事の監査を経て、理事会の承認を得るものとする。

第34条 年度における剰余金は、理事会の議決により、繰越金又は積立金とすることができる。

第35条 必要に応じ、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

第9章 選手・役員派遣

第36条 この連盟は、選手強化又は選手、役員を本県等の代表として派遣する必要があるときは、常務理事会の議決を経て、経費の一部を負担することができる。

第37条 この規約に定めのない事項は、正・副理事長会議において定める。

昭和21年 4月 1日制定

昭和28年 3月13日改正

昭和52年12月31日改正

平成 4年 4月 1日改正

平成 8年 7月27日改正

平成10年 3月15日改正

平成11年 3月 7日改正

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

平成16年3月6日改正

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

平成29年3月4日改正

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

令和4年3月5日改正

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

令和8年2月28日改正

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1 (第 7 条及び第 3 1 条関係)

加盟金及び会員登録料並びに役員会費

1 加盟金

- (1) 市 20,000円
- (2) 郡・町 10,000円
- (3) 各団体 20,000円

2 会員登録料

広島県登録料 1名 4,000円 (日連会員登録料 2,000円を含む。)

3 役員会費

- (1) 会長・副会長・顧問・参与 10,000円
- (2) 理事長・副理事長 5,000円
- (3) 常務理事・監事 3,000円
- (4) 理事 2,000円

別紙 2 (第 14 条関係)

理事候補者の推薦並びに常務理事選出方法等について

1 理事候補者の推薦について

- (1) 加盟団体は理事候補者推薦書により当該団体の候補者を推薦する。
- (2) 規約第 6 条第 1 号に規定する加盟団体が推薦できる理事の人数は、下表のとおり、当該団体の前年度会員登録人数の比例代表制とする。
- (3) 規約第 6 条第 2 号から第 6 号に規定する加盟団体が推薦できる理事の人数は、1 名とする。
- (4) 加盟団体が推薦できる理事数の増減は、県連役員改選年とする。

比例代表制理事数

登録人数	理事人数
0～100	1名
101～200	2名
201～300	3名
301～400	4名
401～	5名

2 常務理事の選出方法について

- (1) 常務理事の人数は若干名とする。
- (2) 加盟団体推薦理事及び会長推薦理事から選出する。
- (3) 地域を考慮して選出する。
- (4) 登録人数に比例して選出する。

3 各委員会の委員選出について

- (1) 委員は理事でなくても会員の中から選出することができる。

別紙 3 (第 2 2 条関係)

役員が本連盟の理事会・事業等に出席する場合、旅費を支給することができる。

旅費は住所地の最寄の J R 駅から開催地の J R 駅までの J R 料金により算出を原則とする。
ただし、J R を利用することが明らかに困難な場合は、バスなどの公共交通機関又はガソリン代や高速道路通行料金等により算定する。

1,000 円未満の料金は切り上げとする。

J R 料金が改訂になった場合は、逐次改正し対応するものとする。

【開催地を広島市に想定した場合の例】

区 分	現行 J R 料金	旅費金額
広島市	—	1,000 円
廿日市市	660 円	1,000 円
呉市	1,020 円	2,000 円
東広島市	1,180 円	2,000 円
大竹市	1,360 円	2,000 円
三次市	2,680 円	3,000 円
竹原市	2,340 円	3,000 円
三原市	7,260 円	8,000 円
尾道市	7,620 円	8,000 円
福山市	10,500 円	11,000 円
府中市	11,160 円	12,000 円
因島市	9,240 円	10,000 円
海田町	400 円	1,000 円
熊野町	1,180 円	2,000 円
東城町	—	11,000 円
安芸津町	1,980 円	2,000 円
河内町	2,080 円	3,000 円
庄原市西城町	—	9,000 円
北広島町	—	4,000 円
岩国市	1,540 円	2,000 円